ID:　1
担当部署:　総務課

処分の概要	優遇の停止
例規名 根拠条項	村田町自治功労者優遇条例　第11条
例規番号	昭和37年条例第10号

【基準】

第11条の規定による。

（優遇の停止）

第11条　本条例に該当した者で町民の信を失った犯罪行為（禁錮（こ）刑以上）があったときは、優遇を停止するものとする。

備考

設定年月日	令和３年４月２日	**最終変更年月日**	年　月　日